

件名	令和3年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について
提案理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和3年度に埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について協議願います。
概要	<p>1 その他の教科用図書 文部科学省著作教科書 特別支援学校用（中学部）教科書 1種目 1申請発行者 1種類</p> <p><参考> 学校教育法（昭和22年法律第26号） 附則第9条〔教科用図書使用の特例〕 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。</p> <p>第34条〔教科用図書・教材〕 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。 （※ 本規定を特別支援学校についても準用）</p>

(特別支援教育課)

1 その他の教科用図書

文部科学省著作教科書

特別支援学校用（中学部）教科書 1 種目 1 申請発行者 1 種類

区 分	種 目	発行者略称	学校名
視覚障害者用	道 徳	（教出）	埴保己一学園

*（ ）は、点字本の原典教科書を表す

参考 令和2年8月11日 埼玉県教育委員会定例会 協議資料 より

(1)文部科学省著作教科書

特別支援学校用（中学部）教科書 11種目 4申請発行者 11種類

区分	種目	発行者略称	学校名
視覚障害者用	国語	(光村)	塙保己一学園
	地理	(教出)	塙保己一学園
	歴史	(教出)	塙保己一学園
	公民	(教出)	塙保己一学園
	数学	(数研)	塙保己一学園
	理科	(東書)	塙保己一学園
	英語	(東書)	塙保己一学園
聴覚障害者用	言語	(未定)	大宮ろう学園、坂戸ろう学園
知的障害者用	国語	東書	坂戸ろう、日高、和光、川島ひばりが丘、宮代、行田 越谷西、毛呂山、越谷所沢おおぞら、深谷はばたき、三郷
	数学	教出	坂戸ろう、日高、和光、川島ひばりが丘、宮代、越谷西、騎西、毛呂山、越谷深谷はばたき、草加かがやき、三郷
	音楽	東書	坂戸ろう、川島ひばり、越谷西、騎西、所沢おおぞら、深谷はばたき、草加かがやき、越谷

* ()は、点字本の原典教科書を表す

教科用図書発行者一覧

中学校用教科書

発行者 の番号 ・略称	発 行 者	郵便番号	住 所	電 話 番 号	発行 教科書 の種別
2 東 書	東京書籍株式会社	114-8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	小中高
4 大日本	大日本図書株式会社	112-0012	東京都文京区大塚3の11の6	03(5940)8670(代)	小中
6 教 図	教育図書株式会社	101-0052	東京都千代田区神田小川町3の3の2	03(3233)9100(代)	中高
9 開隆堂	開隆堂出版株式会社	113-8608	東京都文京区向丘1の13の1	03(5684)6111(代)	小中高
11 学 図	学校図書株式会社	114-0001	東京都北区東十条3の10の36	03(5843)9430	小中
15 三省堂	株式会社三省堂	101-8371	東京都千代田区神田三崎町2の22の14	03(3230)9411	小中高
17 教 出	教育出版株式会社	135-0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	小中高
27 教 芸	株式会社教育芸術社	171-0051	東京都豊島区長崎1の12の15	03(3957)1175(代)	小中高
38 光 村	光村図書出版株式会社	141-8675	東京都品川区上大崎2の19の9	03(3493)2111(代)	小中高
46 帝 国	株式会社帝国書院	101-0051	東京都千代田区神田神保町3の29	03(3262)0834	小中高
50 大修館	株式会社大修館書店	113-8541	東京都文京区湯島2の1の1	03(3868)2211(大代)	中高
61 啓林館	株式会社新興出版社啓林館	543-0052 113-0023	大阪府大阪市天王寺区大道4の3の25 (支)東京都文京区向丘2の3の10	06(6779)1531(大代) 03(3814)2151(代)	小中高
81 山 川	株式会社山川出版社	101-0047	東京都千代田区内神田1の13の13	03(3293)8131(代)	中高
104 数 研	数研出版株式会社	101-0052	東京都千代田区神田小川町2の3の3	03(5283)6001(代)	中高
116 日 文	日本文教出版株式会社	558-0041 165-0026	大阪府大阪市住吉区南住吉4の7の5 (支)東京都中野区新井1の2の16	06(6692)1261(代) 03(3389)4611(代)	小中高
224 学 研	株式会社学研教育みらい	141-8416	東京都品川区西五反田2の11の8	03(6431)1151(代)	小中
225 自由社	株式会社自由社	112-0005	東京都文京区水道2の6の3	03(5981)9170(代)	中
227 育騰社	株式会社育騰社	105-0023	東京都港区芝浦1の1の1浜松町ビルディング10階	03(6368)8899	中
229 学び舎	株式会社学び舎	190-0022	東京都立川市錦町3丁目1番3の605	042(512)5960	中
232 廣あかつき	廣済堂あかつき株式会社	176-0021	東京都練馬区貫井4の1の11	03(3825)9188	小中
233 日 科	日本教科書株式会社	101-0051	東京都千代田区神田神保町1-12	03(3518)6345	中

埼玉県立特別支援学校用教科用図書の使用状況

1 全体的特徴

- (1) 各学校においては、児童生徒個々の障害の種類、程度等に応じて編成した教育課程に基づき、教科用図書の使用形態は、以下四つがある。
 - ア 文部科学省検定済教科書を使用する場合
 - イ 文部科学省著作教科書を使用する場合
 - ウ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下学年または下学部で使用する場合
 - エ 学校教育法附則第9条に定める教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書（点字版一般図書を含む。）を使用する場合
- (2) 各学校とも、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化を反映し、各種の教科用図書から幅広く使用している。
- (3) 知的障害を伴わない児童生徒に対しては、小・中学校等に準ずる教育課程により、文部科学省検定済教科書を使用している。
- (4) 文部科学省著作教科書については、障害の種類・程度に即して発行されているものの中から使用している。文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合や発行されていない場合は、学校教育法附則第9条に定める教科用図書を使用している。

2 学校種別の特徴

- (1) 視覚障害特別支援学校
 - ア 全盲の児童生徒には、点字の文部科学省著作教科書が小学部用及び中学部用として発行されており、それを使用している。発行されていない教科及び高等部用は、学校教育法附則第9条に定める教科用図書の点字版を使用している。
 - イ 弱視の児童生徒には、文部科学省著作教科書が発行されていないので、学校教育法附則第9条に定める教科用図書の拡大教科書を使用している。
- (2) 聴覚障害特別支援学校
小学部及び中学部の自立活動等において言語指導の必要な児童生徒に対しては、文部科学省著作教科書の「言語指導」又は「言語」を使用している。
- (3) 病弱特別支援学校、肢体不自由特別支援学校
病弱特別支援学校、肢体不自由特別支援学校には、当該学年の目標及び内容による学習が可能な児童生徒がいるので、それらの児童生徒は文部科学省検定済教科書を使用している。
障害等によって進度が遅れ、下学年の目標及び内容によって学習している場合は、当該学年よりも下学年の文部科学省検定済教科書を使用している。
- (4) 知的障害特別支援学校
知的障害のある児童生徒に対して、小学部用、中学部用として「国語」「算数・数学」「音楽」の文部科学省著作教科書が発行されているので、適切であれば使用している。
知的障害教育用の文部科学省著作教科書が適切でない場合や発行されていない場合は、学校教育法附則第9条に定める教科用図書を使用している。

3 高等学校に準ずる教育課程を置く特別支援学校（12校）

- 視覚障害 埴保己一学園
- 聴覚障害 大宮ろう学園、坂戸ろう学園
- 病弱 蓮田特別支援学校
- 肢体不自由 蓮田特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、和光特別支援学校、日高特別支援学校、宮代特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校

※蓮田特別支援学校は病弱・肢体不自由の併置校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校は知的障害・肢体不自由の併置校である。

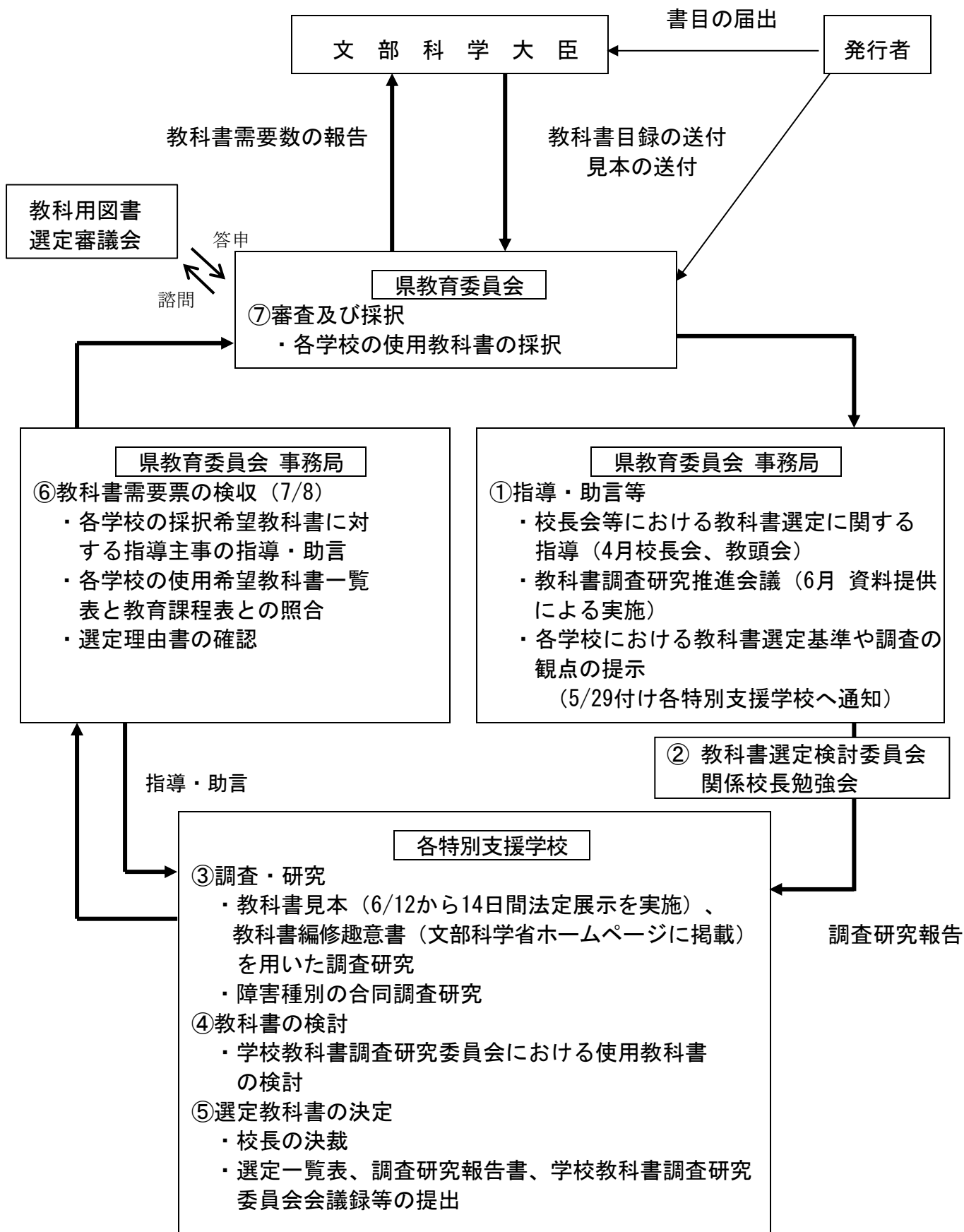
4 小学校・中学校に準ずる教育課程を置く特別支援学校（15校）

- 視覚障害 埴保己一学園
- 聴覚障害 大宮ろう学園、坂戸ろう学園
- 病弱 蓮田特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、東松山特別支援学校嵐山分教室
- 肢体不自由 蓮田特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、和光特別支援学校、日高特別支援学校、宮代特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校

※蓮田特別支援学校は病弱・肢体不自由の併置校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校は知的障害・肢体不自由の併置校である。

県立特別支援学校における教科書採択について

※教科書の選定・採択は、①～⑦の手順で実施

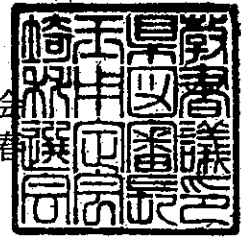


令和2年4月15日

埼玉県教育委員会 様



埼玉県教科用図書選定審議会
会長 小柳光春



教科用図書採択に関する答申（第1次）

令和2年4月9日開催の教育委員会で決定された諮問事項について、下記のとおり答申いたします。

【諮問事項】

- 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
- 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

記

- 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

諮問の際に提示のあった別紙「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」を適当であると認めるとともに、以下の点について特に留意すること。

- (1) 「採択基準」や「参考資料」の作成に当たっては、引き続き、市町村教育委員会等の一般的な指針となるように配慮すること。
- (2) 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、今後も引き続き、ガイドラインを踏まえ、より一層教科書採択の公正性・透明性を高めること。

- 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

諮問の際に提示のあった別紙「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」を適当であると認めるとともに、以下の点について特に留意すること。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の採択については、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即したものにすること。
- (2) 県立特別支援学校の教科用図書の採択については、引き続き、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮すること。

県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択 について行う指導、助言又は援助の基本的考え方

市町村教育委員会等の行う教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領を踏まえ、関係法令や通知等に基づく公正かつ適正な採択が行われるよう、以下の考え方にに基づき指導、助言又は援助を行う。

1 全般的事項

- (1) 教科用図書の十分な調査研究を行い、関係者がその判断と責任のもと、自らの見識や判断等を基に、慎重かつ十分な協議を重ねることが重要であること。
- (2) 協議に当たっては、児童生徒にとっての教育上の効果及び地域や学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること。
- (3) 県が行う指導、助言又は援助の内容は、市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること。
- (4) 「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）を踏まえ、教科書採択の公正性・透明性を高めるようにすることが重要であること。

2 資料の作成

採択の対象となる全ての教科用図書について、調査研究を行い、市町村教育委員会等の一般的な指針となるよう配慮しながら作成すること。

3 その他

- (1) 様々な働き掛けにより公正かつ適正な採択に支障を来たすことがないよう、静ひつな環境の確保に努めることが重要であること。
- (2) 教科書採択への疑念を生じさせないよう、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること。
- (3) 調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。

県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の 基本的考え方

埼玉県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択の確保を図るため、県立義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、以下の考え方に基づいて行う。

1 基本的な態度

- (1) 教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画及び埼玉教育の振興に関する大綱の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 教科の主たる教材として、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即した教科用図書を採択する。その際、以下の2に示す「基本となる条件」及び3の「調査研究の観点」を踏まえ、教科用図書の十分な調査研究を行う。
- (3) 県立特別支援学校の教科用図書については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する。

2 基本となる条件

- (1) 組織・配列・分量について
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。
- (2) 内容について
 - ア 各教科
 - (ア) 知識及び技能が習得されるようにするための効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。
 - イ 特別の教科 道徳
 - (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。
- (3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について
学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (4) 資料について
地図・挿絵・写真・図表・数表・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。
- (5) 表記・表現について
 - ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。
 - イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

3 調査研究の観点

- (1) 学校の教育目標の達成に向け、適切であること。
- (2) 学校の特色、児童生徒の実態及び保護者等の意見を踏まえたものであること。
- (3) 児童生徒の生活、経験及び興味・関心等に対する配慮がなされていること。

県立特別支援学校長 様

教 育 長

令和3年度使用埼玉県立特別支援学校教科用図書の選定基準等について
(通知)

埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の適正かつ公正な採択の確保を図るため、各特別支援学校における教科用図書の選定に当たっては、下記の基本的な方針及び基準となる条件等に基づき、教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査・研究を行うとともに、地域や学校、教育課程の特色及び児童生徒の実態等に即した選定を行うよう、配意願います。

記

第1 教科用図書選定基準及び調査の観点

1 基本的な方針

- (1) 各特別支援学校は、教育基本法、学校教育法、特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領、埼玉県教育振興基本計画及び指導の重点・努力点等の内容、各学校の教育目標・目指す学校像を踏まえ、次の2に示す「基準となる条件」及び3に示す「留意事項等」に基づいて、教科用図書の十分な調査・研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備し、教育上有効かつ適切なもので、しかも地域や学校、教育課程の特色及び児童生徒の実態等に即したものを選定する。
- (2) 各特別支援学校は、県教育委員会から提供される調査研究のための資料等を踏まえ、種目ごとに1種（知的障害特別支援学校小学部の「生活」を除く。）の教科用図書を選定する。
- (3) 各特別支援学校は、選定の公正確保について、万全を期する。

2 基準となる条件

- (1) 組織・配列・分量について
組織・配列・分量が、学習指導を有効に進める上で適切に考慮されていること。
- (2) 内容について
ア 各教科及び道徳科の目標、学年の目標を達成するために適切なものが選ばれていること。
イ 今日的な教育課題や地域や学校の実態に即して、適切であること。
ウ 程度が、児童生徒の発達段階等に適応していること。
エ 児童生徒の生活、経験及び興味・関心に対する配慮がなされていること。
オ 内容の正確さや記述の統一性について配慮がなされていること。

カ 特に、道徳科については、以下の点に留意すること。

- (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
- (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (ウ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。

(3) 資料について

地図・挿絵・写真・数表・図表・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。

(4) 表記・表現について

- ア 記号・用語・単位等が児童生徒に理解しやすいものであること。
- イ 表現は明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

3 留意事項等

(以下は、「教科書採択事務取扱要領」〈平成3年3月〉のうち特別支援学校に関連する事項を抜粋し、文部科学省への照会事項も併せて、整理したものである。)

(1) 教科用図書の採択年度について

- ア 小学校及び中学校に準ずる教育課程で使用する文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）及びすべての学部で使用する文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）は、4年ごとに採択替えが行われる。
- イ 高等学校に準ずる教育課程で使用する検定済教科書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書は毎年度採択を行う。

(2) 教科用図書選定に当たっての留意事項について

ア 小・中学部用教科用図書の選定に当たっての留意事項

- (ア) 学校教育法第34条第1項に規定する教科書（「検定済教科書」又は「著作教科書」）を選定する。
- (イ) 学校教育法第34条第1項に規定する教科書が発行されていない場合や学習指導要領の重複障害者等に関する教育課程の取扱いによって児童生徒の障害の状態に応じた教育課程を編成する場合には、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を選定することができる。
- (ウ) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、文部科学大臣が作成し、送付する「教科書目録」に登録されているものの中から選定する。
- (エ) 学習指導要領の重複障害者等に関する教育課程の取扱いによって児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合、各教科及び道徳科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、前学年の目標及び内容の一部又は全部に替える場合には、当該児童生徒が属する学年よりも下学年の検定済教科書を選定することができる。

イ 高等部用教科用図書の選定に当たっての留意事項

生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を十分に検討のうえ、高等学校用検定済教科書、小・中学校用検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の中から、教育課程に適合する教科用図書を選定する。

ウ 著作教科書を選定する場合の留意事項

- (ア) 学習指導要領の規定するところにより特に必要があって、学年の目標・内容を下学部の目標及び内容に替える場合には、当該児童生徒が属する学部よりも下の学部用の著作教科書を選定することができる。
- (イ) 視覚障害特別支援学校小学部及び中学部の弱視の児童生徒の国語については、検定済教科書のほかに著作教科書の点字版を併せて選定することができる。
- (ウ) 聴覚障害特別支援学校の小学部及び中学部の国語については、著作教科書の「言語指導」又は「言語」の教科書の他に、小学校又は中学校用の国語の検定済教科書（下学年使用の場合を含む）を併せて選定することができる。また、小学部の低学年においては、検定済教科書・著作教科書以外の一般図書を併せて選定することができる。

エ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定する場合の留意事項

- (ア) 原則として、文部科学大臣が作成し送付する「一般図書一覧（図書コード付一般図書）」の中から選定する。
- (イ) 視覚障害特別支援学校小学部及び中学部において、著作教科書の点字版が発行されていない種目については、視覚障害の児童生徒用の教科用図書として適切な点字版図書を選定することができる。
- (ウ) 各特別支援学校において、知的障害を併せ有する者については、学習指導要領の重複障害者等に関する教育課程の取扱いにより、知的障害特別支援学校の目標・内容の一部に替えて指導する教育課程を編成し、適切な教科用図書を選定することができる。
- (エ) 知的障害特別支援学校の小学部の「生活」については、必ずしも1種の教科用図書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じて教科の主たる教材として適切な教科用図書を選定することができる。
(1年生1種、2～3年生2種まで、4～6年生3種まで)
- (オ) 下記に示す「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定に当たっての調査の観点」に基づいて、教科用図書の十分な調査・研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備し、教育上有効適切なもので、児童生徒の実態等に即したものを選定する。

<学校教育法附則第9条の規定による教科用図書選定に当たっての調査の観点>

- ① 児童生徒の障害の種類・程度・能力・特性にもっともふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集され、教科の目標に沿う内容をもつ図書として適切であること。特定の題材や一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類及び問題集等は適切でないこと。
- ③ 上学年で使用する教科書用図書との関連性や同時に選定する教科書用図書との間の系統性に配慮がされていること。
- ④ 教科用として使用する上で、適切な体裁の図書であること。（ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型などは、図書としての体裁をなしていると認められない。）
- ⑤ 価格については、教科書無償給与対象の教科書としてあまり高額なものに偏らないこと。

- ⑥ 予算上、後期用を予定していないため分冊本は選定しないこと。
- ⑦ 教科用図書として供給可能な図書であること。(現在でも発行されている図書であるか、発行者の確認をとること。)
- ⑧ 児童生徒一人一人に違う図書を給与するのは望ましくないこと。

第2 教科書採択及び選定の公正確保について

- 1 教科書の採択が公正かつ適正になされるよう、教科書の選定に当たっても適切な対応がなされること。
- 2 教科会、学校教科書調査研究委員会において教科書選定に関する調査・研究を十分行い、選定理由書等を作成し起案決裁することで、適正な選定に資すること。
- 3 採択の公正、適正の確保の観点から、教科書の選定に当たって、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により、問題が生じた場合には、その都度速やかに県教育委員会に報告の上、県教育委員会と連携を図り、適切な処置を講ずること。
- 4 文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和2年3月27日付け元文科初第1807号）により、教育委員会は、教科書の採択結果及び理由等の公表に努めることとされている。この趣旨を踏まえて各学校においては、選定理由書等の適正な作成について、特に留意すること。

第3 需要数の報告について

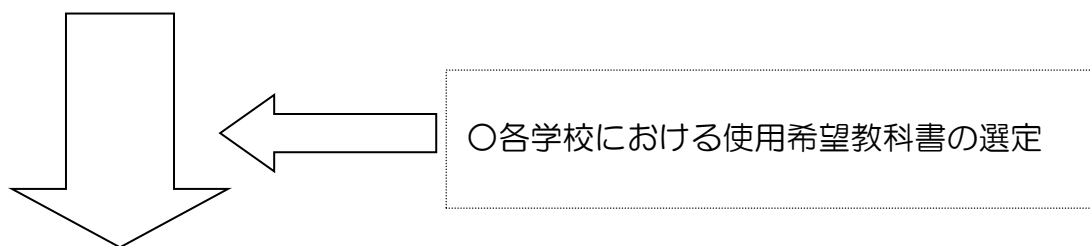
- 1 需要数の把握に当たっては、各学校における実態等を十分考慮し、より正確なものとなるよう努めること。
- 2 第1学年の需要数については、今年度の第1学年の児童生徒数に基づいて記載すること。

(参照)

- 1 「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」
(令和2年3月27日付け元文科初第1807号)
- 2 「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」
(令和2年3月27日付け元初教科第39号)

教科書採択に向けた教育委員会の取組

- 教科書見本等を使った調査研究（5月～）
- 教科書勉強会を実施（6月）
 - ・教科書制度の概要について
 - ・教科書採択の公正確保について
 - ・令和元年度教科書検定について
 - ・令和3年度使用教科書の特色について
- 校長との意見交換会を実施（6月）14校
 - ・教科書選定事務の進捗状況について
 - ・障害の特性、児童生徒の実態に応じた教育について
- 学校訪問を実施
（7月）2校
 - ・児童生徒の実態及び授業における教科書の使用状況について
 - ・障害種ごとの特別支援教育の実践について



【教育委員会における協議・審議】

→各学校の選定案を踏まえ、十分かつ慎重な協議・審議を経て、
教育委員会の権限と責任により採択

教高指第1346号
平成28年10月21日

各県立高等学校長 }
各県立特別支援学校長 } 様

教 育 長

教科書選定に係る公正性・透明性の確保について（通知）

標記の件について、別添のとおり「教科書発行者との適切な関係の確保に係る留意事項」を定めたので通知します。

ついては、その内容を教職員に周知し、教科書選定に係る公正性・透明性の確保を徹底するようお願いします。

なお、一般社団法人教科書協会「教科書発行者行動規範」について、参考として添付します。

担 当 高校教育指導課 教育指導担当
TEL 048-830-7391

特別支援教育課 教育指導担当
TEL 048-830-6888

県立学校人事課 管理指導担当
TEL 048-830-6726

県立学校人事課 学 事 担 当
TEL 048-830-6735

教科書発行者との適切な関係の確保に係る留意事項

1 「埼玉県教育委員会職員倫理規程」の遵守について

県立高等学校及び県立特別支援学校高等部に所属する教職員は、自校で使用する教科書の選定に係る公正性、透明性を高め、公務の公正さに対する県民の信頼を確保するため、「埼玉県教育委員会職員倫理規程」の遵守について、より一層留意すること。特に、第8条[関係業者等との接触に関する禁止事項]の厳守に努めること。

2 教科書執筆等に関わる兼職・兼業の手続きについて

教科書発行者が発行する教科書、指導資料（指導書等）、教科書準拠教材、その他副教材（資料集、図表等）、参考書、問題集（ワーク・ドリル等）、機関紙、定期刊行物等（以下「書籍等」という。）の執筆、監修、編修（編集）、校閲（校正）等（以下「執筆等」という。）に関わる教職員は、平成27年3月13日付け教県第1175号「学校職員の兼職・兼業の取扱いについて（通知）」に従い、定められた手続きを行うこと。

3 教科書執筆等に関わる教職員が教科書選定に関与することについて

上記「2」について、特定の教科書発行者と書籍等の執筆等を通して一定の関係を有する教職員は、教科書選定全般に関する事務に関与しないこと。

ただし、教科書、指導書、教科書準拠教材の執筆等に関わる教職員については、当該教科書が文部科学省の教科書目録から除かれた場合、当該教科（科目）の選定に関与して差し支えない。

なお、教科書発行者が発行する書籍等の執筆等の対価として印税等の収入がある場合は、執筆等の時期によらず、教科書の選定に関する事務に関与しないこと。

4 教職員と教科書発行者との接触について

(1) 選定に関わるすべての教職員と教科書発行者との接触については、文部科学省から各教育委員会及び教科書発行者宛てに出される通知、及び文部科学省「教科用図書検定規則実施細則」の規程を十分踏まえること。

(2) 選定に関わるすべての教職員は、教科書発行者が発行する書籍等に関して意見を求められた場合の対応については、以下のとおりとすること。

ア 質の高い教科書づくりのため、検定済の教科書に関して、日々の授業実践を通じて得られた知見を、教科書発行者に対して伝えることは差し支えない。

イ ただし、意見を求められた場合、その職務や地位の私的利用の疑念を持たれる可能性があることを踏まえ、謝金等の金品等を受け取らないこと。

(3) 高等学校における教科書選定業務は、毎年行なわれるものであり、教科書発行者と接触する際には、十分注意を払うことが必要である。

特に、各学校における選定作業が本格化する年度当初から7月初旬までは、教科書選定に関わる教科書発行者との接触については、公正性・透明性の確保の観点から控えること。